

防災業務計画書

赤坂公共駐車場

令和8年6月

T F I 株式会社

目 次

第1章 防災業務計画書の位置付け	4
1. 計画書の目的	4
2. 計画書の構成	4
3. 国土交通省等との連携	4
4. 計画書の変更	4
5. 対象施設	4
第2章 防災に関する組織	4
1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散	4
第3章 災害対策本部の設置基準	4
1. 災害対策本部の設置基準	4
第4章 災害対策本部の解散の基準	5
1. 災害対策本部の解散	5
第5章 閉鎖基準	5
1. 閉鎖基準	5
第6章 災害対策の実施	5
1. 営業時間内の事前対策	5
2. 営業時間内の事後対応	6
3. 営業時間外の事前対策	8
4. 営業時間外の事後対応	9
第7章 防災訓練	10
1. 訓練の実施	10
2. 訓練項目	10
第8章 防災に関する教育及び広報	10
1. 駐車場スタッフに対する教育	10
2. 広報	11
第9章 その他	11

<添付資料>

(別表 1) 風水害時における赤坂公共駐車場の防災体制

(別表 2) 緊急連絡体制表

(別添①) 避難経路図

(別添②) 帰宅困難者心得 10 か条

(別添③) 港区荒川流域洪水ハザードマップ

(別添④) 災害用伝言ダイヤル (171) の基本的操作方法

第1章 防災業務計画書の位置付け

1. 計画書の目的

この計画は、T F I 株式会社（以下「T F I」という。）が管理・運営する駐車場について、防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 計画書の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とし、地震・風水害・火災等の災害に対する、予防、応急対策のそれぞれの段階における対応を具体的に定める。

3. 国土交通省等との連携

T F I 及び駐車場スタッフ（人材派遣会社等から派遣されている人を含む。以下同じ）は、国土交通省と連携して当該駐車場の防災対策・対応を実施するものとする。

4. 計画書の変更

この計画は、必要に応じ変更を行うものとし、変更しようとする場合は、遅滞無く国と協議し承諾を得るものとする。

5. 対象施設

この計画の対象とする駐車場は、以下のとおりとする。

駐車場名	所在地	形式	収容台数
赤坂公共駐車場	東京都港区元赤坂1丁目 2番1号地先	機械式 地下駐車場	66台

第2章 防災に関する組織

1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散

1) 災害対策本部の「設置」

東京国道事務所長は、災害対策本部長として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、第3章第1項に定める設置基準に基づき災害対策本部を設置する。

2) 災害対策本部の「構成および任務」

災害対策本部の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

3) 災害対策本部の「解散」

東京国道事務所長（災害対策本部長）は、第4章1項に定める解散基準に至った時は、災害対策本部を解散する。

第3章 災害対策本部の設置基準

1. 災害対策本部の設置基準

T F I が管理・運営する駐車場又はその存する地域が下記の状況に至ったとき。

1) 港区を対象に警戒レベル3相当が発表されたとき

2) 「赤坂公共駐車場」における下水道整備水準の1時間雨量50ミリが予測（2時間前）

されたとき

- 3) 時間雨量が下水道排水能力に近づいていることを示す予測・実測情報等を総合的に判断し、本部設置が適当と判断した場合
- 4) その他、地震・火災・爆発等により相当の被害が発生又は発生のおそれがあり、災害対策本部の設置が必要な場合
- 5) その他必要と認められたとき

第4章 災害対策本部の解散の基準

1. 災害対策本部の解散

T F I が管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき。

- 1) 降雨予測が無くなり、現地にて2次災害の恐れが無くなったことを確認したとき
- 2) その他、地震・火災、爆発等による被害のおそれが無くなったとき
- 3) 災害が発生した後、必要な対応により災害対策本部設置の必要が無くなったとき
- 4) その他本部長の判断のあったとき

第5章 閉鎖基準

1. 閉鎖基準

T F I が管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき閉鎖するものとする。

- 1) 港区を対象に警戒レベル4相当が発表された場合
- 2) 「渋谷」観測所において1時間雨量50ミリを観測したとき
- 3) 「赤坂公共駐車場」において下水道整備水準の1時間雨量50ミリが予測（1時間前）されたとき
- 4) 駐車場に浸水の兆候が確認された場合

第6章 災害対策の実施

1. 営業時間内の事前対策

- 1) 風水害（台風、大雨等）が発生した場合

- (1) 災害対策本部の対応

現地駐車場の状況の把握の他、関係機関との連絡調整を行うとともに、必要な対応を指示するものとする。

- (2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

- ① 現地状況を速やかに災害対策本部へ報告を行う。
 - ② 場内放送等により、発表情報の内容を駐車場内に周知し、滞在者に知らせるとともに、必要に応じ利用者の誘導を実施する。なお、閉鎖判断がなされた場合には、予告的な周知はせず、入口表示、館内放送等を通じて、「既に閉鎖している」こと

を明確に示す。

- ③ 東京メトロ連絡口の進入抑止（カラーコーン、トラテープなどによるバリケード等の設置）を行う。
- ④ 地下連絡通路エレベーター前にカラーコーンを設置し、地下連絡通路エレベーターのかごを1階に移動し停止する。
- ⑤ 地下連絡通路（駐車場管理区間）からの避難完了を確認した上で、1階エレベーターへの止水板及び土嚢等を設置、地下通路出入口（階段出口）への止水板及び土嚢等を設置する。
- ⑥ 止水板、排水ポンプ、非常用の発電機等の作動を確認する。
- ⑦ 入庫口を閉鎖し、進入車両の退避を誘導する。出庫口は状況の許す限り開けておき、可能な限り出庫させる。
- ⑧ 出水の状況に応じて出庫口の止水板を閉じる。その際、入庫口への誤進入防止の措置を施す。
- ⑨ 点検扉について、ブルーシート及び土嚢の設置を行う。
- ⑩ 緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。（別表2）
- ⑪ 必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑫ 巡回・確認の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。
- ⑬ 浸水の状況により、災害対策本部に更なる応援要請を行う。

2) 雪害・路面凍結による被害が懸念される場合

(1) 災害対策本部の対応

現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

- ① 情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ② 大雪警報等の情報を適切な方法で駐車場利用者に周知する。
- ③ 大雪の場合は、駐車場の車両及び歩行者出入口部の周辺を除雪する。
- ④ 路面凍結が懸念される場合は、車両及び歩行者出入口部の周辺に必要なに応じて、滑り止め用砂を散布する。
- ⑤ 緊急連絡体制表に従い、必要に応じて連絡を実施する。
- ⑥ 必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑦ 巡回・確認の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。

2. 営業時間内の事後対応

1) 風水害（台風、大雨等）が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ① 現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示

を行う。

②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

①場内放送等により情報を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。

②駐車車両を可能な限り出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。

③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。

④駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。

⑤被害の程度に応じて状況を報告する。

⑥止水対策の準備を事前に行い、閉鎖基準に達した場合は災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。

⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、止水板を開けた上で営業を再開する。

2) 地震が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場等と連絡体制を構築し、状況の把握を行うとともに必要な場合は、現地駐車場の対応に指示を行う。

②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

①場内放送等により情報を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。

②入庫口をただちに閉鎖するとともに可能な限り駐車車両を出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。

③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。

④震度4以上の場合は、駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。

⑤災害対策本部に被害の程度に応じて必要な場合、状況を報告し、災害対策本部の指示のもと対応を取る。

⑥被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、営業を再開する。

⑦応急的な復旧が完了し安全が確認されるまで、駐車場を閉鎖する。

3) 雪害・凍結等が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場等と連絡体制を構築し、状況の把握を行うとともに必要な場合は、現地駐車場の対応に指示を行う。

②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。

②駐車車両を可能な限り出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。

③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。

④駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。

⑤災害対策本部に被害の程度に応じて必要な場合、状況を報告し、災害対策本部の指示のもと対応を取る。

⑥被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、営業を再開する。

4) 火災が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場等と連絡体制を構築し、状況の把握を行うとともに必要な場合は、現地駐車場の対応に指示を行う。

②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。

②場内放送等により、情報を駐車場内に周知する。

③防火区画への進入防止、避難誘導及び初期消火を速やかに行う。

④駐車場内の状況を把握し、消防等の関係機関に連絡する。

⑤必要な内容を臨場した消防、警察官等へ引き継ぐ。

⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

3. 営業時間外の事前対策

1) 地震、風水害（台風、大雨等）、大雪等の警報等が発表された場合

(1) 災害対策本部の対応

T F I の関係者、報道又は現地駐車場等からの連絡により、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

- ① 駐車場スタッフ等は、災害対策本部の指示に対応出来るように準備を行う。
- ② 必要に応じて現地駐車場の状況を確認し、状況に応じ、止水板等を閉じる。
- ③ 緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。
- ④ 必要に応じ、災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。

4. 営業時間外の事後対応

1) 地震、風水害（台風、大雨等）、雪害・凍結等の災害が発生せず、被害のおそれが無くなった場合

(1) 災害対策本部の対応

- ① 設置した災害対策本部を解散する。

(2) 現地駐車場における対応

- ① 警報等の解除を駐車場スタッフ等に連絡する。
- ② 閉じた止水板等を開ける。
- ③ 通常の営業に備える。

2) 災害（風水害）が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ① 現地駐車場等と連絡体制を構築し、状況の把握を行うとともに必要な場合は、現地駐車場の対応に指示を行う。
- ② 被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

- ① 現地調整班、警戒活動班、避難誘導・広報班は、速やかに駐車場に出勤する。
- ② 被害拡大のおそれがある場合は、可能な範囲で被害拡大防止に努める。
- ③ 出勤した各班は、場内の巡回・確認を行う。
- ④ 災害対策本部に被害の程度に応じて状況を報告する。
- ⑤ 災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑥ 緊急連絡体制表に従い、連絡を実施するとともに、応急的な復旧対策について必要がある場合は協力会社等に対応の協力を要請する。
- ⑦ 応急的な復旧が完了し、安全が確認されるまで駐車場を閉鎖する。

3) 災害（風水害以外）が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ① 現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ② 被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

- ① 関係者は、速やかに駐車場に出勤する。
- ② 被害拡大のおそれがある場合は、可能な範囲で被害拡大防止に努める。
- ③ 出勤した関係者は、場内の巡回・確認を行う。なお、地震の場合は震度 4 以上で実施する。
- ④ 災害対策本部に被害の程度に応じて必要な場合、状況を報告し、災害対策本部の指示のもと対応を取る。
- ⑤ 緊急連絡体制表に従い、連絡を実施するとともに、応急的な復旧対策について必要がある場合は協力会社等に対応の協力を要請する。
- ⑥ 応急的な復旧が完了し、安全が確認されるまで駐車場を閉鎖する。

第 7 章 防災訓練

災害対策の充実強化を図るため、防災訓練を実施する。

1. 訓練の実施

訓練は毎年、関東地方整備局東京国道事務所・TFI・現地スタッフ及び関係機関と連携して行うものとする。

2. 訓練項目

駐車場スタッフの勤務数に応じ、下記項目より訓練項目を適宜設定して行うものとする。

- 1) 避難訓練（場内放送等により、駐車場利用者に訓練内容を伝達するとともに、可能な場合は、駐車場スタッフにより避難誘導を行う。）
- 2) 情報伝達訓練
関東地方整備局東京国道事務所、TFI、タイムズ 24、タイムズサービス、日本管財、駐車場スタッフ、警備会社等に対し、想定している訓練の内容及び訓練の結果等の必要な情報を伝達する訓練。
- 3) 止水板設置訓練
関東地方整備局東京国道事務所・TFI・現地スタッフ等により止水版の設置を行う。
また、設置できなかった場合には、速やかに代替手段を講じることとする。
- 4) その他、防災上必要と思われる事項

第 8 章 防災に関する教育及び広報

1. 駐車場スタッフに対する教育

TFI は駐車場スタッフに対する教育については、想定される災害の種類により対応が異なることを考慮し、以下の事項について、講演会、研修、防災訓練への参加及びパンフレット等により行う。

- 1) 防災気象情報の内容及びこれに基づいてとられる措置の内容
- 2) 予想される地震による被害に関する知識
- 3) 風水害の予想に関する知識
- 4) 駐車場スタッフの果たすべき役割

2. 広報

T F I は駐車場利用者に対し、以下の事項についてパンフレットや場内掲示等により広報を行う。

1) 地震が発生した場合における対応

①震災情報の提供

②帰宅困難者心得 10 か条・地震発生時の外出者の行動ルールの掲示：別添②

2) 風水害による災害の発生が予想される場合における対応

①風水害情報の提供

②駐車場の位置を示した、ハザードマップの掲示：別添③

3) 災害が発生した場合における対応

4) 火災が発生した場合における対応

5) その他

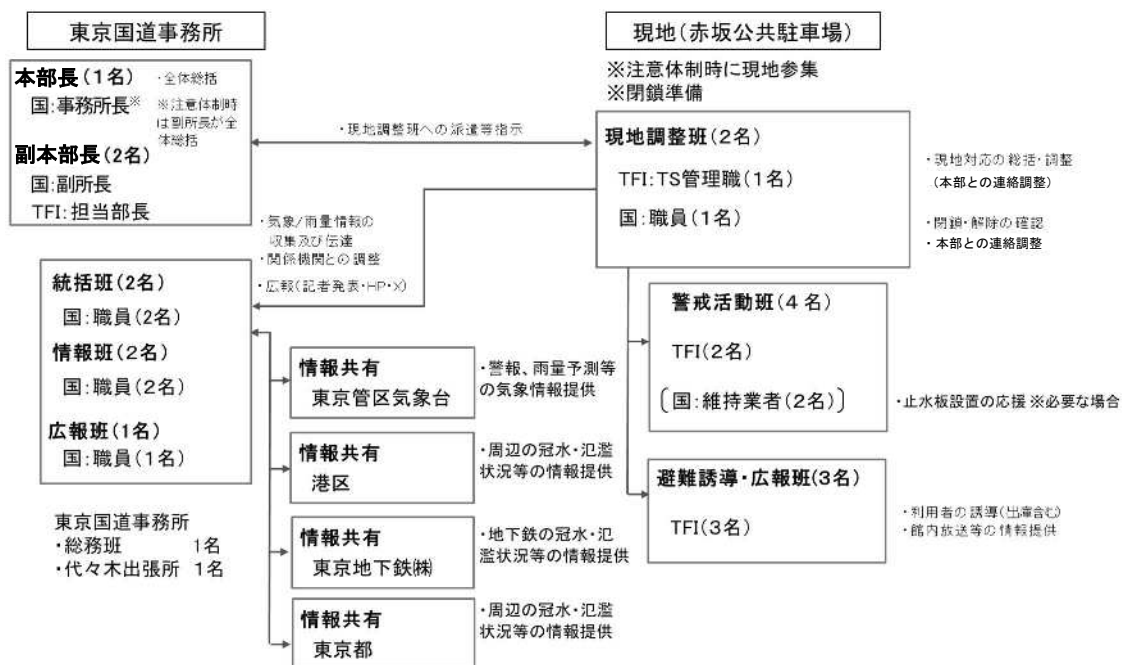
①災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法の掲示：別添④

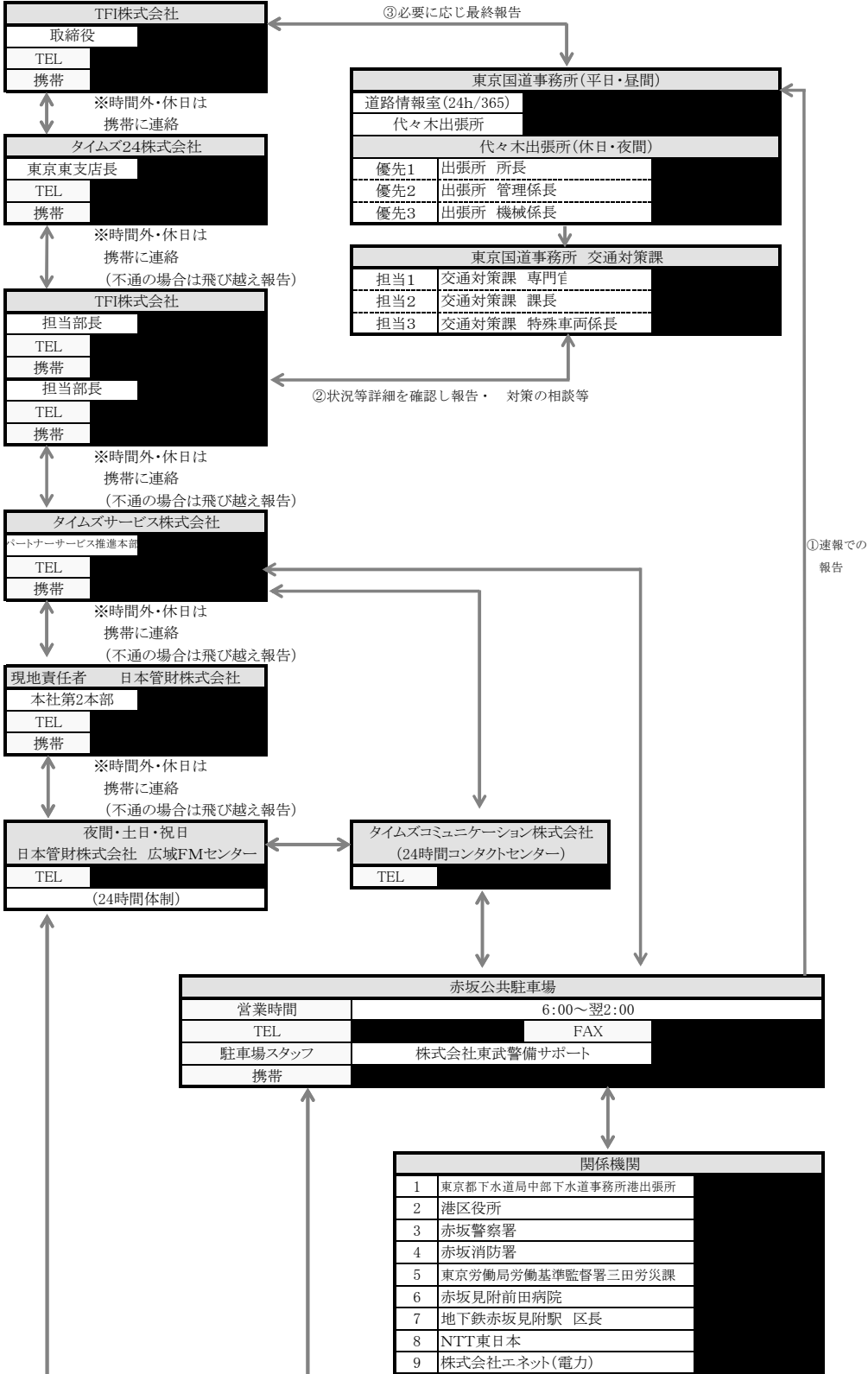
第9章 その他

より円滑な防災業務の推進を図るため、この計画の他に国土交通省防災業務計画（以下 URL 参照）を災害対策本部及び管理事務所へ備えるとともに、関東地方整備局東京国道事務所が定める計画等に基づき協力するものとする。

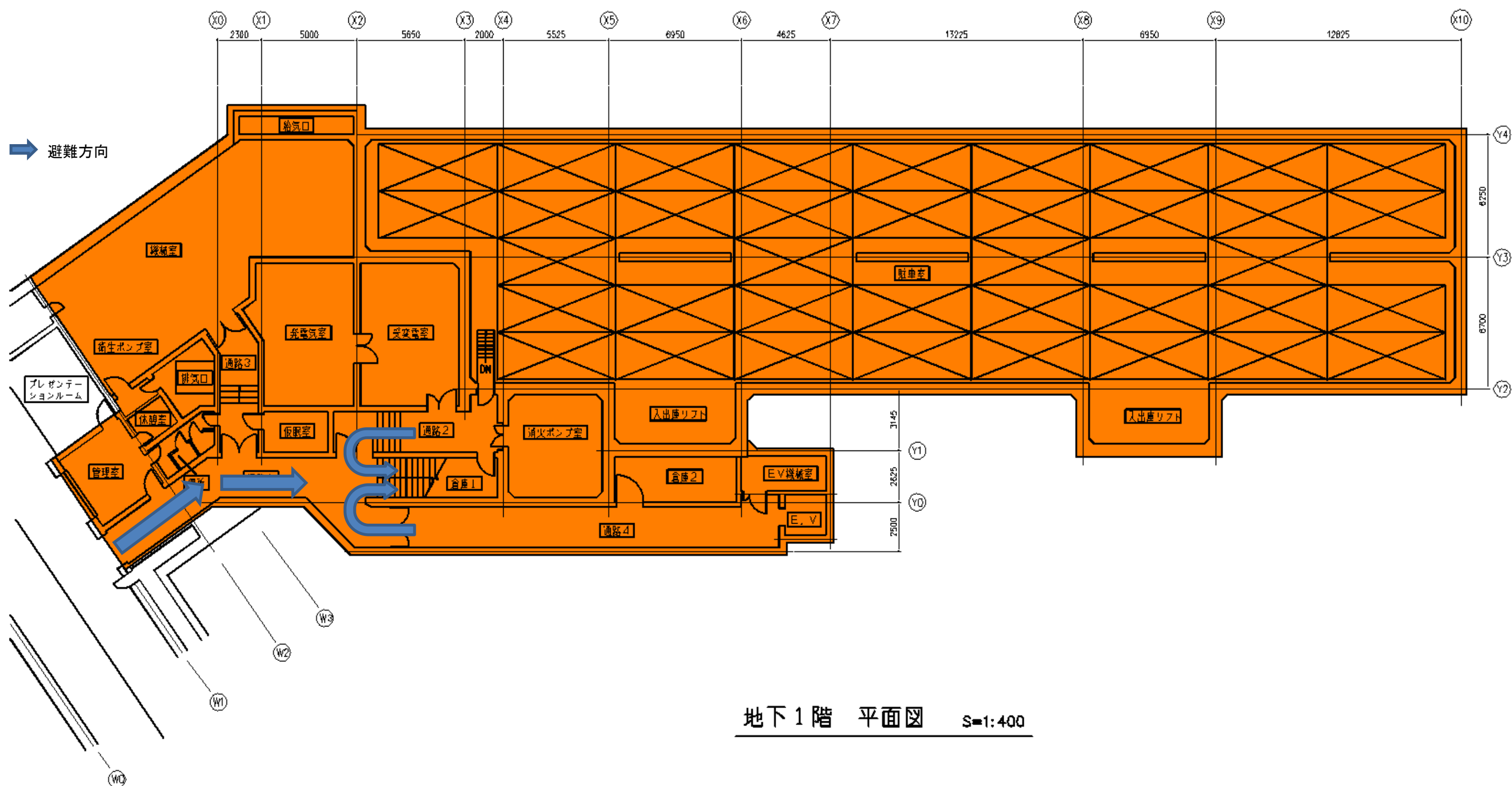
(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bousaigyomukeikaku.html>)

赤坂公共駐車場の防災体制





NO	業務内容	会社名	担当者	連絡先	備考
1	管理業務	(株)東武警備サポート			
2	清掃業務	(株)東武警備サポート			
3	電気工作物点検保守	(財)関東電気保安協会			
4	消防設備等点検保守	日信防災(株)			
5	昇降機点検保守	東芝エレベータ(株)			
6	機械式駐車装置点検保守	住友重機械搬送システム(株)			
7	中央監視装置保守	日本電技(株)東京支店			
8	管制設備保守	日信防災(株)			
	管制機器	日信電子(株)			
	精算機関係				
9	駐車場機械警備	東急セキュリティ(株)			
10	空調、給・排気設備保守	共同ネットワーク(株)			
11	衛生、給・排水設備保守	共同ネットワーク(株)			
12	電気、通信、ITV設備保守 満空情報	(株)大蔵製作所			



帰宅困難者心得 10 か条

－ 外出時に地震が来てもあわてないために －

1. あわてず騒がず、状況確認
2. 携帯ラジオをポケットに
3. つくっておこう帰宅地図
4. ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
5. 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
6. 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
7. 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
8. 歩いて帰る訓練を
9. 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
10. 声を掛け合い、助け合おう

－ 地震発生時の外出者の行動ルール －

1. むやみに移動を開始しない。
2. まず安否確認をする。
(災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。)
3. 正確な情報により冷静に行動する。
(公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。)
4. 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。
(一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など)を優先して収容する。)

港区荒川流域洪水ハザードマップ

荒川の氾濫
荒川流域で、200年に1回程度発生する規模の大雨が降り、荒川の堤防が決壊した場合の浸水状況を予測しています。
【降雨規模】
総雨量 54.8mm
降雨日数 3日間

港区荒川流域洪水ハザードマップとは
この地図は、荒川流域で大雨が降り続き荒川が氾濫した場合、港区において浸水が予測される地域を示したものです。地域には浸水が予測される地域とその浸水、避難場所等を示しています。浸水が予測される地域とその浸水は、次のような状況を想定したシミュレーションの結果に基いて予測しています。
・荒川流域で200年に1回程度起こる大雨が降り、荒川の堤防が決壊した場合
・荒川のみならず、浸水の可能性について想定していることにより、水害に対する日後的な備えや避難に役立てていただくようお願いいたします。また、白点表示の浸水状況を予測しておきますよう、港区
平成18年7月 港区

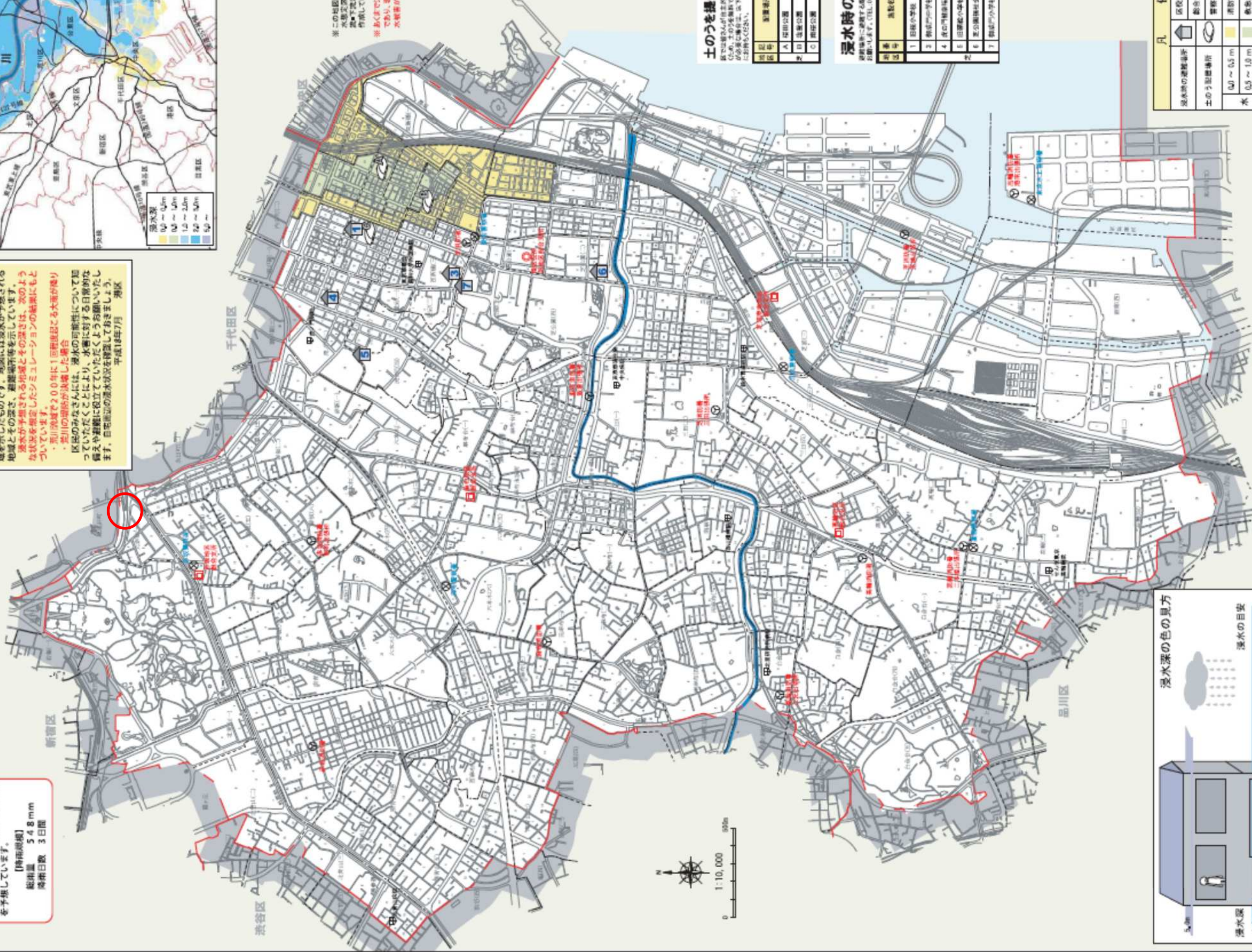
港区の一部にも被害が及びます

下の図は、荒川の堤防が決壊した場合の、浸水状況を示したものです。浸水被害は、港区にまで及びますので、十分注意してください。



※この地図は、荒川流域で大雨が降り続き荒川が氾濫した場合、港区において浸水が予測される地域を示したものです。浸水が予測される地域とその浸水、避難場所等を示しています。浸水が予測される地域とその浸水は、次のような状況を想定したシミュレーションの結果に基いて予測しています。

※あくまでシミュレーションの結果であり、実際にこのとおり浸水被害があるとは限りません。

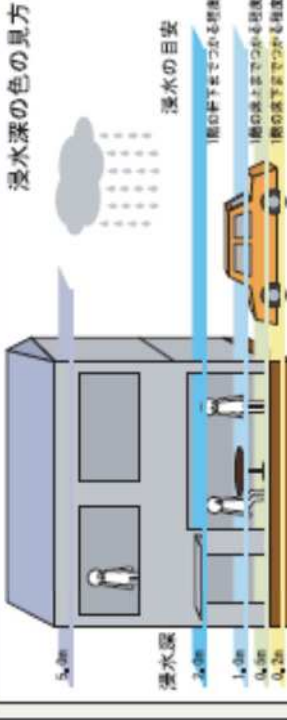


土のうを提供しています
仮設では、土のうが不足している地域があります。土のうを必要とする地域は、土のうを必要とする地域に土のうを提供しています。土のうを提供している地域は、土のうを提供している地域に土のうを提供しています。

浸水想定区域	所在地
A 浸水想定区域	港区A地区
B 浸水想定区域	港区B地区
C 浸水想定区域	港区C地区

浸水時の避難場所
浸水時に避難する場合は、浸水時に避難する場所に避難してください。浸水時に避難する場合は、浸水時に避難する場所に避難してください。

避難場所	所在地
1 避難場所	港区1地区
2 避難場所	港区2地区
3 避難場所	港区3地区
4 避難場所	港区4地区
5 避難場所	港区5地区
6 避難場所	港区6地区
7 避難場所	港区7地区



【お問い合わせ】
地区課 電話 03-5551-2111(代)
TEL: 03-5551-2111(代)

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	171			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3	2	4
			[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 0XX XXX XXX XXX			
伝言ダイヤルセンタに接続します。※1					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9# [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です			
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料が発生しません

通話料が発生します※2

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超過していた場合、または、
 「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)